

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第53回) 議事次第

令和4年3月23日(水)
10:00～12:00
永田町合同庁舎7階 特別会議室

(議 事)

1. 開会
2. 地域活性化部会報告
3. 教育部会報告
4. その他
5. 閉会

(配布資料)

- 資料1 令和3年度に評価対象となる規制の特例措置一覧
- 資料2 地域活性化部会報告
 - 資料2-1 特例措置番号1226の関連資料
 - 資料2-2 特例措置番号1230の関連資料
 - 資料2-3 特例措置番号409の評価意見(案)
 - 資料2-4 特例措置番号1219の評価意見(案)
 - 資料2-5 特例措置番号1228の評価意見(案)
- 資料3 教育部会報告
 - 資料3-1 特例措置番号834(835)の評価意見(案)
- 資料4 その他
 - 資料4-1 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

- 参考資料1 評価・調査委員会委員名簿
- 参考資料2 評価・調査委員会専門部会委員名簿
- 参考資料3 構造改革特別区域基本方針(評価関連部分抜粋)

令和3年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第55回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期	審議部会
厚生労働省	910	病院等開設会社による 病院等開設事業	法律	株式会社が高度な医療を提供 する病院・診療所を開設できる。	1件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
厚生労働省	920	公立保育所における給 食の外部搬入方式の容 認事業	省令	公立保育所の3歳未満児に対す る給食について、保育所外で調 理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開:3歳以上児に 限り、平成22年6月から全国展 開)	74件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
厚生労働省	939	児童発達支援センターに おける給食の外部搬入 方式の容認事業	省令	児童発達支援センターの給食に ついて、施設外で調理し搬入す ることを可能とする。	20件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
内閣府	2001	公立幼保連携型認定こ ども園における給食の外 部搬入方式の容認事業	府令 省令	公立の幼保連携型認定こども園 における3歳児未満児への食事 の提供について、公立の保育所 と同様に、給食の外部搬入を可 能とする。	7件	平成29年度	令和3年度	医療・福祉・労 働部会
文部科学省	834(835)	地方公共団体の長によ る学校等施設の管理及 び整備に関する事務の 実施事業	法律	教育委員会が行うこととされて いる学校等施設の管理・整備に 関する事務を地方公共団体の 長が実施することを可能にす る。(公民館・図書館等の社会教 育施設についても新たに権限委 譲が可能に:平成21年5月)	1件	平成27年度	令和3年度	教育部会
総務省	409	地方公務員に係る臨時 的任用事業	法律	通常1年以内しか認められない 地方公務員の臨時的任用につ いて、地域固有の課題に対応す る必要等がある場合は、1年を 超えて任用を認める。	0件	平成29年度	令和3年度	地域活性化部 会
国土交通省	1219	特殊な大型輸送用車両 による港湾物流効率化 事業	告示 通達	港湾施設である道路において保 安基準に一部適合しない特殊な 大型輸送用車両を用いる場合、 当該車両が通行可能となるよ う、車両の寸法や重量等につ いて保安基準を緩和することが できる。	2件	-	令和3年度	地域活性化部 会
国土交通省	1228	民間事業者による公社 管理道路運営事業	法律	地方道路公社がPFI法の規定に より公社管理道路運営権を設定 する場合には、民間事業者に料 金を収受させることとし、民間 事業者による公社管理有料道路 の運営を可能とする。	1件	平成30年度	令和3年度	地域活性化部 会

令和 4 年 3 月 2 3 日

地域活性化部会報告

部会長 島本 幸治

地域活性化部会では、下記の規制の特例措置の全国展開に関する確認・検討を行った。報告事項及び評価意見案は次頁以降に示すとおりである。

記

1. 規制の特例措置の全国展開に関する報告事項

- ・ 特例措置番号 1 2 2 6 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
- ・ 特例措置番号 1 2 3 0 回送運行効率化事業

2. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

- ・ 特例措置番号 4 0 9 地方公務員に係る臨時的任用事業
- ・ 特例措置番号 1 2 1 9 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
- ・ 特例措置番号 1 2 2 8 民間事業者による公社管理道路運営事業

特例措置番号1226の関連資料

- ① 特例措置の概要 1
- ② 関係府省庁の通達【報告事項】 2

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業（特例措置番号1226） （平成25年5月措置）

<これまで>

旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

<関係法令等>

旅行業法第11条の2

旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第7

<取り巻く環境の変化>

地域観光資源の活用、地域密着型の旅行等へのニーズに対応するため、旅行者を受け入れる地域が、地域密着型旅行商品や体験プログラムを提供するなど「着地型観光」推進の機運が高まっている。

構造改革特区の活用

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者に
他業種との兼任を認める。

<主な要件>

- 1日のうちあらかじめ決めた時間帯に営業所に出勤する等により、旅行業務取扱管理者の職務を行うことに支障がないこと。
- 営業所に不在の場合であっても、電話等による連絡体制を構築し、旅行者からの依頼があれば速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うことに支障がないこと。

認定計画数：3件（累計）
2件（令和3年3月末現在）
【うち1件は国家戦略特区で活用】

◎実際の取組事例

～心のふるさと おおくら観光・交流特区～
（平成25年6月認定）

実施主体：山形県大蔵村

「心のふるさと・おおくら」の農村景観や歴史文化、温かなおもてなしの心など、地域資源を活かした「着地型観光」を推進しているが、規模が小さいことから大手の旅行業者からは取りあってもらえない状況にある。

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業を活用して「旅行業」を自ら行い、集客することで、交流人口の拡大が期待される。



観 参 第 561 号
令和 3 年 12 月 23 日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁長官
(公印省略)

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について

平成 25 年 5 月 21 日付け観観産第 83 号「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業の実施について」において、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度の特例措置として、地方公共団体が、旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に特区計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認めるとされているところです。

今般、「構造改革特別区域基本方針」に基づき、当該特例措置の全国展開として、特区のみならず全国の地域限定旅行業者の営業所で選任された旅行業務取扱管理者が一定の要件の下で他業種との兼任を認めることとし、その具体的な取扱いを下記のとおりといたしますので、ご了知願います。

なお、平成 25 年 5 月 21 日付け観観産第 83 号「地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業の実施について」は令和 3 年 12 月 23 日をもって廃止します。

記

地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認められる場合、当該営業所においては、旅行業務取扱管理者について当該他業種との兼任を認めます。

なお、「旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認められる場合」とは次の全てを満たす状態をいいます。

- (1) 少なくとも営業所の営業時間内において、旅行業務取扱管理者と、旅行業務取扱管理者以外の当該営業所において旅行業又は旅行業者代理業に従事する者が常時連絡を取ることができる体制を構築すること。
- (2) 旅行業務取扱管理者が営業所に不在の場合であっても、当該旅行業務取扱管理者が営業所における旅行業務に関する管理及び監督を適切に実施することができるよう、営業所における旅行業務の実施状況を確認するために必要な環境を整えとともに、必要があれば直ちに営業所に出勤できるようにすること。
- (3) 旅行者からの依頼があれば、速やかに旅行業務取扱管理者から説明を行うこと。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を常時講じていることを理由として、旅行業務取扱管理者の営業所への不在を常態化していないこと。

(なお、営業所への不在により旅行業務取扱管理者の職務義務違反が認められた場合は、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 19 条第 1 項の規定による不利益処分の対象となることに留意。)

以上

特例措置番号1230の関連資料

- ① 特例措置の概要 1
- ② 関係府省庁説明資料【報告事項】 2

回送運行効率化事業（1230）

<これまで>

自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受けたものが、その業務として回送を行う場合にあっては、回送運行許可番号標を回送自動車の前面及び後面に表示する必要がある。

構造改革特区の活用

<関係法令>

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第36条の2第1項第1号
道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の5

<取り巻く環境の変化>

頻繁に回送運行を行うにあたり、回送運行許可番号標の着脱作業によって、時間的、経済的コストが生じているため、作業効率化、コスト削減が求められている。

自動車運送船からの陸揚げ地点・自動車運送船への積み込み地点と自動車の整備工場・駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送を行う場合においては、以下に掲げる措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。

<主な条件>

1. 回送経路が公道横断のみの場合
 - ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
 - ・回送自動車の回送経路を特定する。
 - ・回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。
 - ・回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する。
2. 回送経路が公道横断以外の場合
 - ・回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。後面に回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける。
 - ・回送自動車の回送経路を特定する。

認定計画数：1件（累計）
1件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例

～国際自動車トレード特区～

実施主体：愛知県、豊橋市及び蒲郡市

三河港は、国内外の自動車メーカーの輸出入拠点として、自動車貿易では世界でも有数の取扱いを誇る国際自動車港湾である。埠頭の近隣に整備工場やモータープールが立地しており、一般車両の交通は少ないが、公道を使う回送においては、回送運行許可番号標を1台毎に取り付ける必要があり、脱着等の回送運行にかかる作業の効率化が課題となっている。本特例措置を活用し、回送時の作業を効率化する。このことにより、自動車流通機能を強化し、三河港の更なる振興と発展を図る。



国際自動車トレード特区の全国展開

回送運行許可における後面表示省略の特例の創設

令和3年12月

自動車登録制度

- 道路運送車両法において、自動車の使用にあたり道路交通上の安全性を確保する観点から、道路運送に適切な状態であることを確認すべく自動車の登録制度及び検査制度を設けており、自動車は、登録を受けなければ運行の用に供してはならないこととしている（法第4条）。
- 一方で、例えば未登録の車両について検査登録を受けに車検場に運送する場合は、積載車なしでは運送することができないため、期間を限定して運行することを自動車単位で許可する臨時運行許可制度が設けられている（法第34条）。
- 通常の登録を受けた自動車は自動車登録番号標を、臨時運行許可を受けた自動車は臨時運行許可番号標をそれぞれ当該自動車の前面及び後面に表示することを義務付けており、当該登録又は許可を受けていることを何時でも誰でも容易に判別できるようにしている（法第19条及び第36条）。

回送運行許可制度

- 自動車メーカーは、毎日同一型式の自動車を工場で大量生産し、工場から保管ヤード間等の同一経路、同一目的によって頻繁に大量の自動車を輸送する必要がある。輸送される車両は、販売前の車両であるため登録は受けられず、また、大量の車両輸送時において一台一台に同じ内容の臨時運行許可を取ることはあまり意味がなく、また膨大なコストがかかる。
- このため、回送運行を行う事業者に対し回送運行許可を与えることで、こうした自動車の回送運行を認めている（法第36条の2）。

回送運行許可番号標の表示

- 回送運行自動車も登録自動車及び臨時運行自動車と同様に、当該運行が、回送運行の許可を受けて行われていることが容易に判別できるよう自動車の前面及び後面に回送運行許可番号標を表示しなければならない（法第36条の2及び施行規則第26条の5）。



これにより、違法に登録を受けていない自動車と外形的に差別化でき、登録制度を適切に運用

【回送運行許可番号標様式】

品川 12-34

○道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)

(回送運行の許可)

第三十六条の二 自動車の回送を業とする者で地方運輸局長の許可を受けたものが、その業務として回送する自動車(以下「回送自動車」という。)で、次に掲げる要件を満たすものを、当該許可の有効期間内に、当該回送運行許可証に記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

- 一 回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。
 - 二 回送運行許可証を備え付けていること。
- 2 前項の許可の有効期間は、五年を超えてはならない。
 - 3 第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
 - 4 前項の条件は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。
 - 5 地方運輸局長は、第一項の許可を受けた者に対し、その申請に基づき、必要と認められる数の回送運行許可証を交付するとともに、これに対応する数の回送運行許可番号標を貸与するものとする。
 - 6 回送運行許可証には、交付年月日及び第一項の許可の有効期間の満了の日、回送の目的並びに当該回送運行許可証に係る回送運行許可番号標の番号を記載しなければならない。

○道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号) (抄)

(自動車登録番号標の表示)

第八条の二 法第十九条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽けん引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

2 (略)

(臨時運行許可番号標の表示)

第二十四条 第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第一項第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示について準用する。

○ 本特区地域（三河港）では、大量の自動車の輸出入が行われる地域であり、国産車の工場から港までの移動や輸入車の港から保管ヤードまでの移動を回送運行によって実施しているが、回送運行車両一台ずつ回送運行許可番号標の前面後面の取外しを行うことで生じる時間的・経済的コストを削減し、作業効率を向上させるため、経路を特定し代替措置を講じることで回送運行許可番号標の後面表示の省略を認めたもの（平成31年3月20日**構造改革特別区域計画を認定**）。

	概要
提案主体	愛知県、豊橋市、蒲郡市
特例措置の内容	適切な代替措置を講じた上で後面の回送運行許可番号標の表示を省略
措置を受ける者	特区計画において定める区域において回送運行を行う事業者
実施地域	豊橋市の区域の一部（三河港神野、明海地区等）、蒲郡市の区域の一部（三河港蒲郡地区）【参考参照】
運行する区間	自動車運送船からの陸揚げ地点・自動車運送船への積み込み地点と自動車の整備工場・駐車場等間又は駐車場等間
特例措置適用台数	約20万台（令和元年）

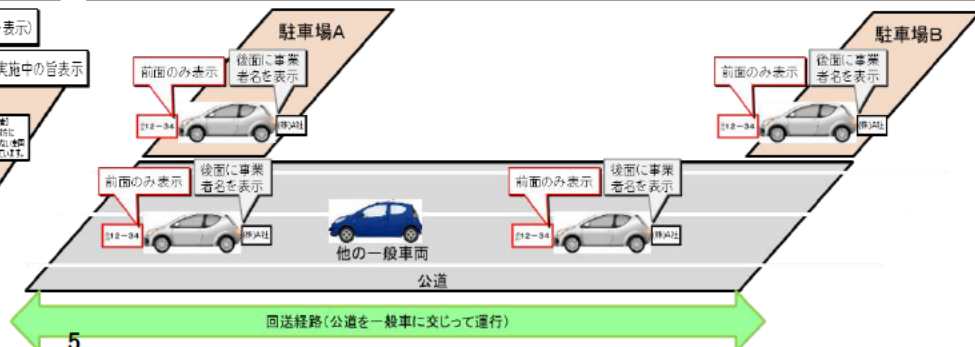
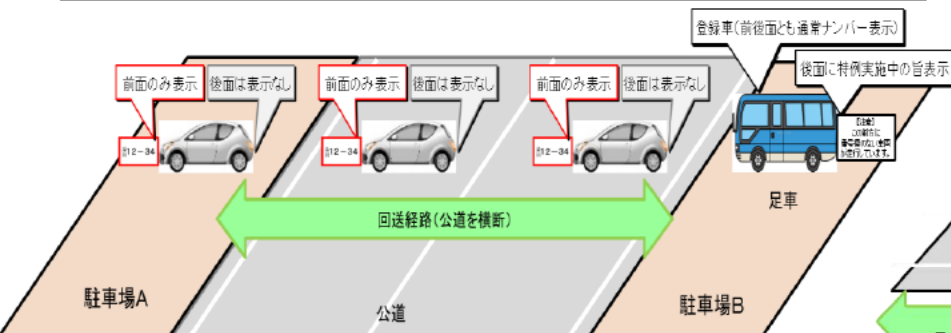
代替措置の内容

回送経路が公道横断のみの場合

- 回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
- 回送自動車は隊列を組んで走行し、隊列の最後尾に運転者を運送する足車が随走する。
- 回送自動車の隊列が崩れないための措置を確実に実行する（横断時、公道の一般車両を一時止める等）。

回送経路が公道横断以外（公道を走行する）の場合

- 回送自動車の前面のみに回送運行許可番号標を取り付ける。
- 後面に「回送運行事業者を特定するための表示」を取り付ける。
- 各車バラバラに運行（隊列は組まず一般車に交じって運行、足車もなし）。



平成31年1月16日付け構造改革特別区域計画認定申請書（抜粋）

5 当該規制の特例措置の内容

（1）略

（2）回送経路が公道横断以外の場合の代替措置

回送経路が公道横断以外の場合、回送運行を行う事業者は、回送自動車の後面の視認可能な位置に回送運行事業者毎に割り当てられた数字等、回送運行事業者を特定するための表示を取り付ける。なお、**表示に使用する器材の材質や表示位置、表示方法については、回送運行を行う事業者の任意とするが、回送自動車の背後から表示内容の識別が可能となるように表示する。**

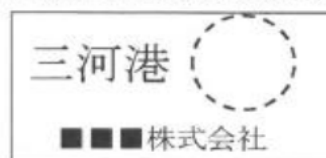
○回送運行事業者毎に割り当てられた数字等の表示

（1）表示内容



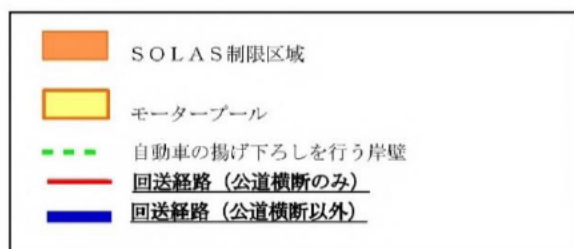
- ・三河港の後に回送事業者毎に割り当てられた数字を記載する。
- ・表示の大きさは10cm×20cm程度とし、白地に黒文字で表記する。
- ・上記表示内容に加え、回送事業者会社名等の併記も可とする。

（事業者名等併記する場合）



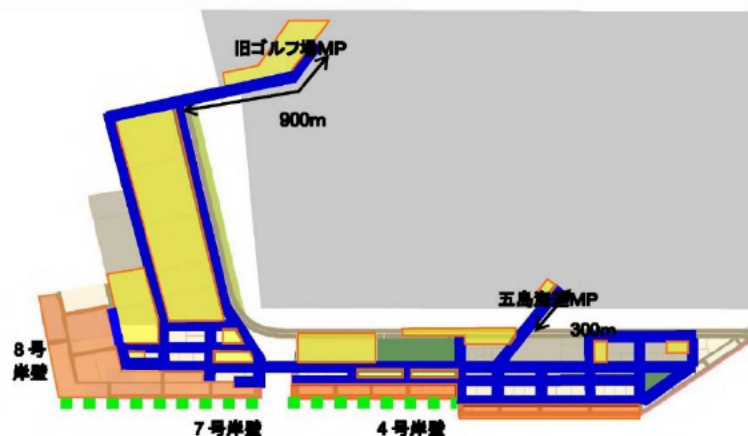
【参考】国際自動車トレード特区(愛知県・三河港)における回送運行経路

- 三河港では、輸入自動車の陸揚げ後の輸送や自動車を輸出するための積み出しのため、保管ヤード～港間又は保管ヤード間において、経路を特定して回送運行を実施。

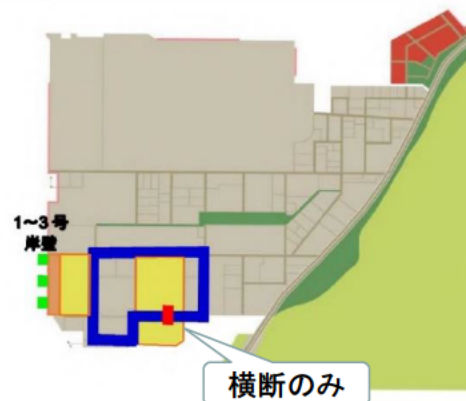


回送運行経路特定図

<神野地区>

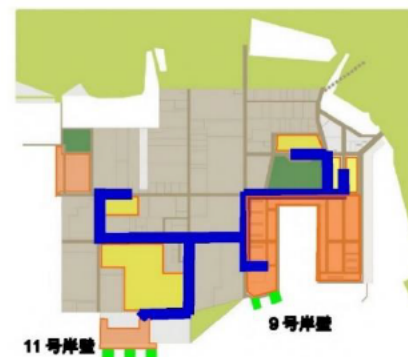


<明海地区>



7

<蒲郡地区>



付近見取図(図面B)

1. 趣旨

現行制度においては、回送運行車両の前面及び後面に回送運行許可番号標を表示することを義務付けているところ、道路交通上の安全性を確保しつつ、回送運行許可番号標の表示に係る時間的・経済的コストを削減するため、一定の要件等を満たす回送運行について、回送運行許可番号標の後面表示を省略できるよう、省令改正等所要の措置を講じる。

2. 考え方

完成車又は輸入車の大量輸送が頻繁に行われる等の一定区間であって、後面省略の車両の回送運行があることについて行政側に予見性を確保するとともに、後面に回送運行許可番号標を表示しない場合であっても、回送運行許可を受けた者による運行であることが外形的に判断できるよう後面表示の代替措置を実施した上で認めることとする。

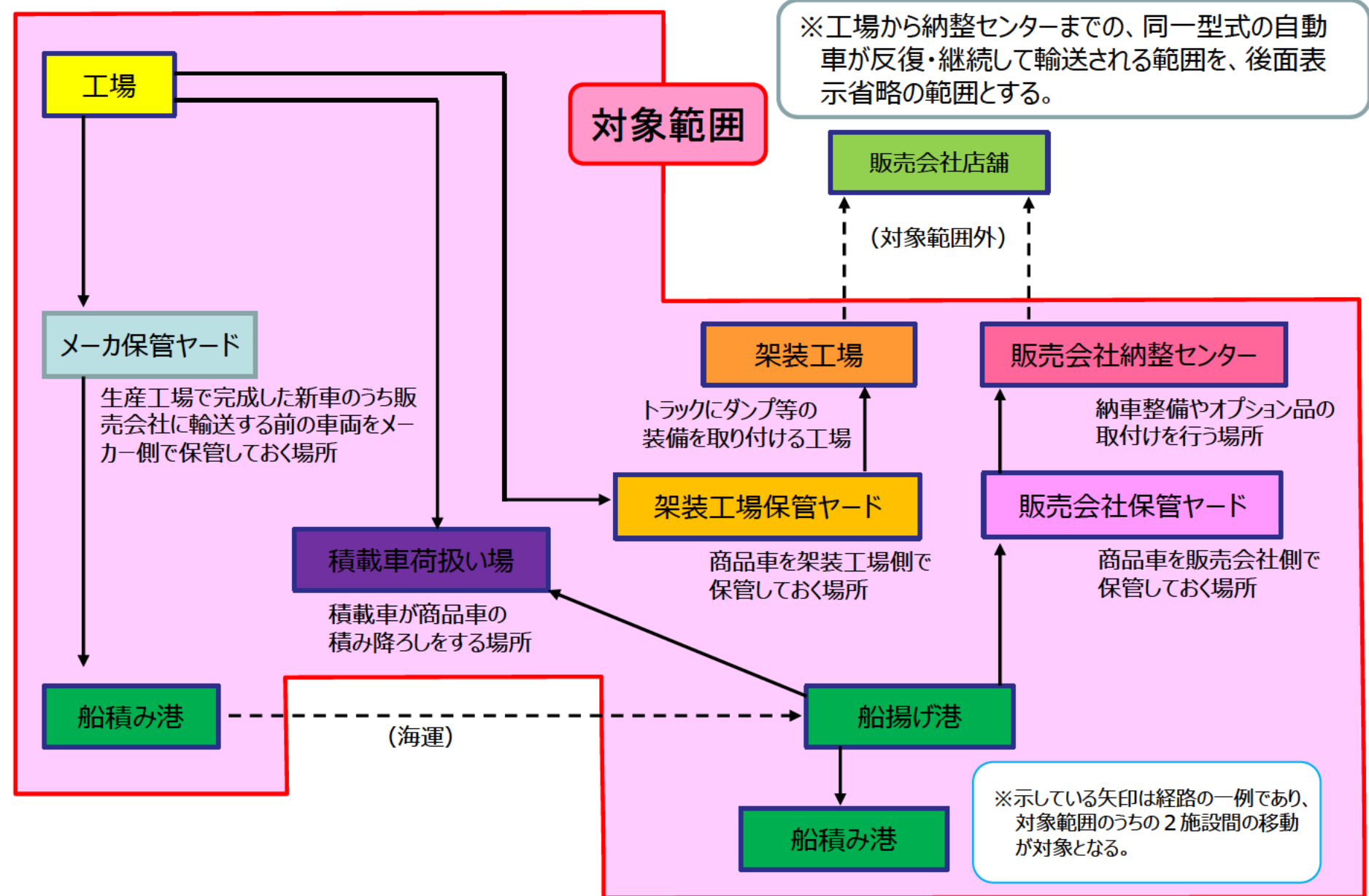
3. 後面省略を認める要件

項目	要件
輸送形態	・同一経路において自動車の回送運行を反復・継続して行うこと。
経路	・工場、メーカー保管ヤード、船積み港、船揚げ港、積載車荷扱い場、販売会社保管ヤード、販売会社納整センター、架装工場保管ヤード、架装工場間において、回送運行事業者が事前に特定した回送経路とする。 【別紙参照】

4. 代替措置

- ・道路交通上の安全性を確保する観点から、構造改革特区を参考に、同様の代替措置（p.3～4参照）を講じることとする。

【別紙】対象範囲(赤枠部分)



特例措置番号409の関連資料

- ① 評価意見（案） 1
- ② 評価対象となる規制の特例措置の概要 3
- ③ 参考：第77回地域活性化部会 事務局資料 4
- ④ 参考：第77回地域活性化部会 関係省庁資料 5

評価意見（案）

①	別表１の番号	４０９
②	特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	通常１年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、１年を超えて任用を認める。
⑤	評価	全国展開（弊害の予防等の措置による全国展開）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	本特例は地方公務員法の特例であり、必要な資格を有する者を臨時的に任用した際、任期満了後にその後任が確保できない場合などに１年を超えての任用を認めるものとして平成１５年７月に設けられた。 本特例が設けられた後、平成１６年に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（いわゆる「任期付職員法」）の一部改正法が成立し、これにより、任期を３年以内とする任期付職員制度が設けられた。このため、平成１６年度下半期の評価委員会では「改正任期付任用法により本特例措置が当初目的としたところが達成されたと認められるが、改正任期付任用法の施行状況を当面見守り、規制所管省庁は、評価委員会に対し、平成１７年度下半期の評価の時期に、その状況を報告すること。」とされた。 その後、平成１７年度下半期、平成２２年度、平成２５年度の評価・調査委員会（地域活性化部会）で任期付任用への移行状況が確認されたが、依然として特例を活用する地方公共団体があった。この理由として、関係省庁からは、地方公共団体への調査結果として、①任期付任用のためには条例を整備することが必要であること、②臨時的任用に比べて人件費が増加すること、③条例の定数に含まれてしまい柔軟な行政運営を行いにくいことなどと整理できること、一方で、①正職員と責任や勤務内容にあまり相違がないが勤務条件には格差があること、②地方公務員法の規定による身分保障がないことなどを弊害として認識しているとの報告があった。 このため、関係府省庁では引き続き任期付職員制度の更なる周知・普及を図り同制度の活用を促進することとされたが、一方で、臨時・非常勤職員の任用について任用制度の趣旨に沿わない運用がみられたため、平成２９年には、地方公務員法が改正され、臨時的任用の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化などの見直しが行われ、２０２０年（令和２年）４月に施行されることとなった。 こうした状況も踏まえ、評価・調査委員会（地域活性化部会）では、平成２９年度の評価意見（前回の評価意見）において、今後の対応方針を以下のとおり整理したところである。 「関係府省庁は任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、２０２１年度に改めて評価を行う。」 上記対応方針を踏まえ、本年度の評価・調査委員会（地域活性化部会）では、認定地方公共団体における特例措置の活用状況、任用根拠の見直しや任期付職員制度・会計年度任用職員制度等の活用状況について確認するとともに、これらの制度による特例措置の充足性などについて検討を行った。 ・本特例の活用自治体においては、令和３年１１月までに任期付職員制度や会計年度任用職員制度の活用へと移行したことが確認された。 ・一方で、全ての地方公共団体を対象として実施した令和３年夏の調査では、４２自治体から当該特例の活用の可能性についてコメントがあった。このた

		め、これらの地方公共団体に改めて調査を行ったところ、任期付職員制度や会計年度任用職員制度の活用で対応できることが確認された。 ・特例措置の充足性については、会計年度任用職員制度の任用は一会計年度の範囲内で行うが、再度の任用が可能のため同じ職員を1年を超えて任用することが可能であること、保育士や臨床研修医についても任用可能であること、また権力的業務等（組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押さえ、許認可など）については任期付職員制度により任用可能であることなどから、地方公共団体における任期付職員制度・会計年度任用職員制度等の活用により、当該特例措置の趣旨を満たしていることが確認された。 以上の確認結果を踏まえ、評価・調査委員会（地域活性化部会）では、これまでの地方公務員法等の改正とこれに伴う地方公共団体の条例改正等をもって、当該規制の特例措置について「弊害の予防等の措置が確保され全国展開された」とものと評価することとする。
⑦	今後の対応方針	—
⑧	全国展開の実施内容	任期付職員制度、会計年度任用職員制度など地方公務員法等の改正及び地方公共団体における条例改正等
⑨	全国展開の実施時期	令和3年内で措置済

地方公務員に係る臨時的任用事業（特例措置番号409） （平成15年7月措置）

＜これまで＞

地方公務員の臨時的任用期間は6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

地方公務員法第22条第2項～第5項

＜取り巻く環境の変化＞

義務的経費の増大を招かずに住民サービスの質の向上を図るため、一定の経験と知識等を要する職種への臨時的任用職員の任用期間の延長が求められている。

地方公共団体が地方公務員の任用について、1年を超えた臨時的任用(最大3年以内)を行うことにより、地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政が可能となる。

＜主要要件＞

- 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について人材の需給状況等にかんがみ、更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。
- 任命権者は臨時的任用の状況の公表その他の当該臨時的任用の適正な実施を確保するために具体的な措置（講ずる措置に係る計画等）を策定すること。

認定計画数：17件（累計）
0件（令和3年11月末現在）

◎実際の取組事例

～医師臨床研修推進特区～ （平成21年3月認定）

実施主体：留萌市

留萌市では、医師確保による地域医療の充実を最重要課題として、市立病院における臨床研修の受入等に取り組んでいる。

しかし、医師不足が深刻化し、大学病院からの医師派遣に頼らざるを得ない状況が続いているため、地方公務員法の特例措置により、臨床研修医の任用期間を延長し、2箇年を通じた臨床研修を行う。

これにより、医師の養成を図るとともに、市立病院における医師確保を推進し、地域医療の水準向上を図る。

地方公務員に係る臨時的任用事業の今後の活用見込みについて

現在の認定状況

自治体より提出された取下申出書に基づき、令和3年11月30日付で10自治体の認定計画を取消。

⇒**現在の認定件数 0件**

【取下げの主な理由】

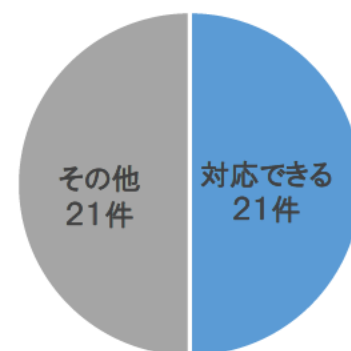
- ・任期付職員の採用に関する条例を制定したことに伴い、必要な期間の任用が可能となったため。
- ・会計年度任用職員制度を導入したため。

活用見込みの自治体の状況

特例措置の活用を想定している職員は、任期付職員や会計年度任用職員で対応できないものか調査。

（令和3年7月実施アンケートにて、当該特例措置を活用見込みがあると回答した42自治体へ追加アンケートを実施）

⇒**対応可能**



対応できない：0件

【その他 回答内訳】

- ・質問内容を誤認（1件）
- ・会計年度任用職員と混同（1件）
- ・具体的想定なし（19件）

○令和4年2月現在、本特例措置を活用している自治体はない。

○本特例措置の活用意向を示していた自治体が任用を想定する職員は、任期付職員や会計年度任用職員にて任用可能であった。

地方公務員に係る臨時的任用の特例措置の充足性について

- 構造改革特別区域においては、地方公共団体が地域固有の課題に即応した効率的かつ弾力的な人事行政を可能とするため、地方公務員の任用について、特例措置として、一定の場合に1年を超えた臨時的任用を認めることとしている。
- 当該措置については、当該措置が設けられた後の(1)制度改正を契機とした職の再整理等により、(2)従前の臨時的任用職員の多数が会計年度任用職員に移行しているほか、(3)地方公共団体における任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用により、既にその趣旨を満たしている。

(1) 制度改正(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号))の概要

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉔59.9万人→㉚64.3万人）していたが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行った。

① 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

(ア) 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していたことから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化。

(イ) 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られたことから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化。

② 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化。

【施行期日】令和2年4月1日

(2) 任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況

	2016.4.1(制度改正前)	2020.4.1(制度改正後)
臨時的任用職員(※1、特区含む)	フルタイム15.3万人/パートタイム10.8万人	フルタイム6.8万人
一般職非常勤職員(※1)	フルタイム3.2万人/パートタイム13.5万人	
会計年度任用職員(※1)		フルタイム7.0万人/パートタイム55.3万人
任期付法(※2)による任期付任用	フルタイム0.4万人/パートタイム0.6万人	フルタイム0.5万人/パートタイム0.7万人
(参考)特別職非常勤職員(※1)	フルタイム1.8万人/パートタイム19.7万人	0.4万人

※1 任用期間が6ヶ月以上かつ1週間の勤務時間が常勤職員の半分(19時間25分)以上の職員の数

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下同じ。)

(3) 構造改革特別区域における特例と地方公務員制度の対応関係

構造改革特別区域における特例を認める要件	対応する地方公務員制度
① 特区における人材の需給状況等にかんがみ、現行の臨時的任用の任期(最大1年)満了後に必要な資格を有する後任が確保できない場合 (例) 保育業務等の需要が一時的に増大した場合、保育士といった専門職を必要だけ配置しようとする場合に、資格職ゆえに人材が必ずしも確保できない場合 等	→ 会計年度任用職員制度(地方公務員法第22条の2) - 任用は一会計年度の範囲内で行うが、<u>再度の任用が可能</u>なため同じ職員を1年を超えて任用することが可能 <u>権力的業務等</u>(組織の管理・運営自体に関する業務や、財産の差押さえ、許認可等)を除く業務について広く任用可能であり、<u>保育士</u>や<u>臨床研修医</u>についても任用することができる ※ 権力的業務等については、 任期付採用制度(任期付職員法)により、以下の要件に該当する場合は3年～5年を超えない範囲内で任用可能 - 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要な場合 - 専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合 - 公務の能率的運営を確保するため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合 等
② 実務に従事させることを通じて、特区における特定分野の人材育成に資すると認められる場合に、1年を超えた臨時的任用が必要なとき (例) 臨床研修が義務づけられている医師を公立病院において臨床研修医として受け入れる場合 等	
③ 特区における事務事業の見直しに応じた一時的な組織又は定数の改廃等に対処する場合に、1年を超えた臨時的任用が特に必要なとき (例) 特定の地域において保育業務等の需要が急増するような場合、当該地域内における比較的余裕がある他の部門の組織や定数の改廃等と合わせて臨時的任用を弾力的に活用することにより、地域住民のニーズに効率的かつ機動的に対処するような場合 等	<u>欠員発生時に緊急に選考を経ず臨時で任用が必要な場合は、臨時的任用職員</u>(地方公務員法第22条の3、任期最大1年)として任用可能

(参考) 会計年度任用職員制度

概 要

- 臨時・非常勤職員について、適正な任用及び処遇を確保するため、一般職の「会計年度任用職員制度」を導入

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)令和2年4月1日施行)

【任期・勤務時間】

- ・ 一会計年度を超えない範囲内で任用され、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分

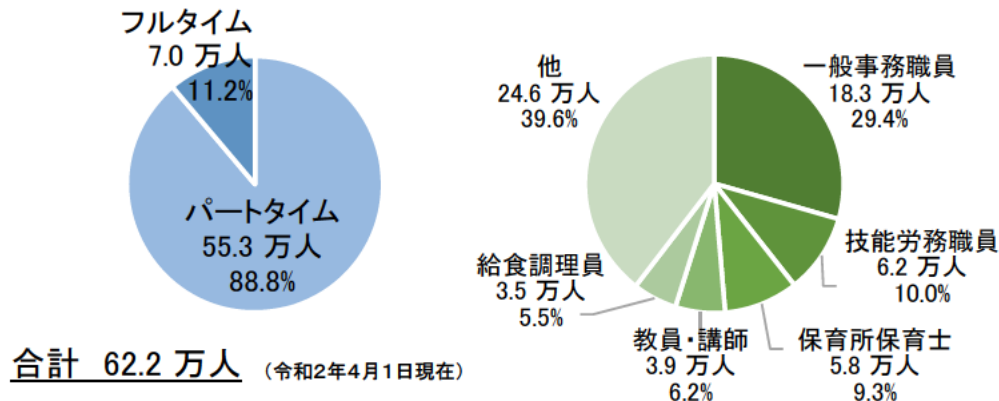
【服 務】

- ・ 守秘義務、職務専念義務、政治行為の制限など、服務に関する規定のほか、懲戒処分に関する規定が適用

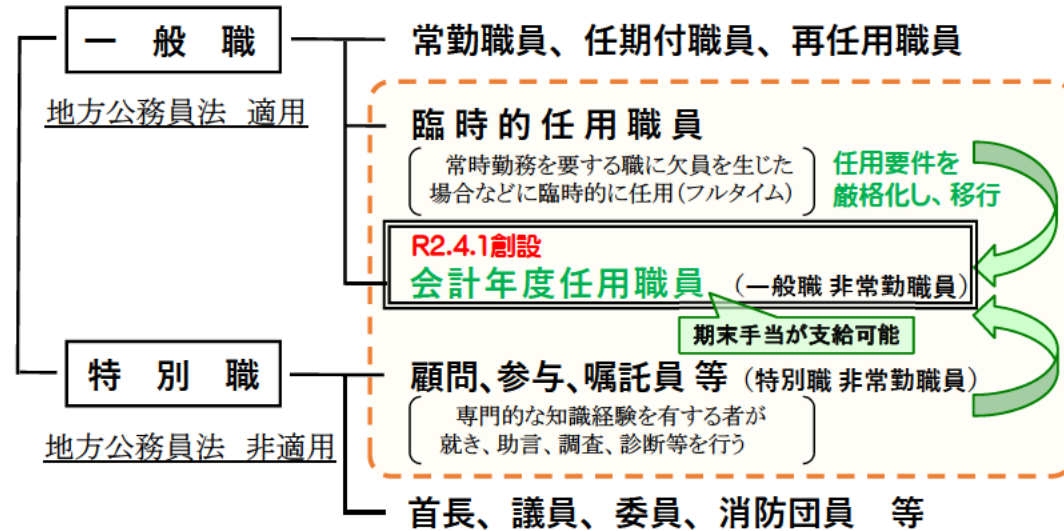
【給 与】

- ・ 職務給の原則、均衡の原則等に基づき、職務経験等の要素を考慮し給与水準が決定
- ・ 期末手当をはじめとする各種諸手当が支給

【職員数※】



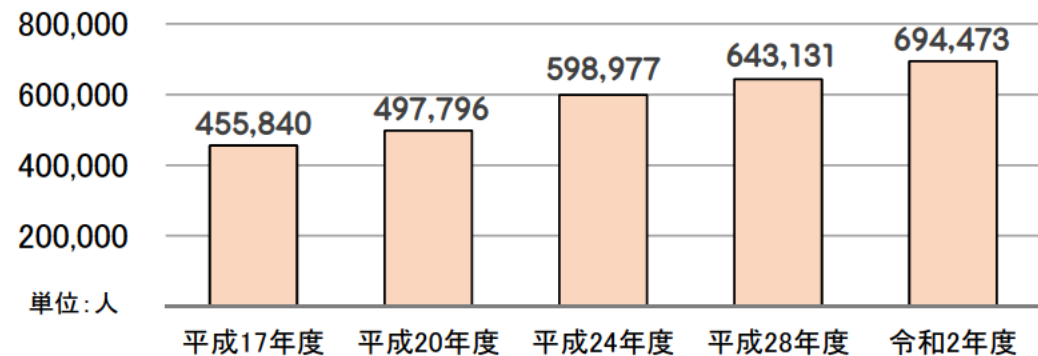
(参考) 地方公務員の職



(参考) 臨時・非常勤職員数※の推移

任用区分	R2.4.1	H28.4.1	増減数
会計年度任用職員 (H28:一般職非常勤職員)	62.2 万人	16.7 万人	+ 45.5 万人
臨時的任用職員	6.8 万人	26.0 万人	▲19.2 万人
特別職非常勤職員	0.4 万人	21.6 万人	▲21.2 万人
計	69.4 万人	64.3 万人	+ 5.1 万人

※ 任用期間が6カ月以上(見込みも含む)かつ1週間の勤務時間が19時間25分(常勤職員の半分)以上の職員



地方公務員の任期付採用制度について

地方公共団体は、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」(平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。)の規定に基づき、条例で定めるところにより、任期付職員の採用を行うことができる。

任期付職員法

高度の専門性を備えた民間人材の活用等の観点から、専門的知識経験等を有する者等の採用を行う特例法

区分	要件	採用方法	任期
1 任期付職員 (専門的知識等) 〈3条〉	① 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要 ② 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要	選考	5年以内
2 任期付職員 (時限的な職) 〈4条〉	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験 又は選考	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)
3 任期付短時間勤務職員 〈5条〉	① 2の①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供時間の延長、繁忙時における提供体制の充実等 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替	同上	同上

(注) 網掛け部分は平成16年の改正によって追加された部分

※ なお、「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」(平成12年法律第51号)により、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員の任期を定めた採用を行うことが可能。

特例措置番号1219の関連資料

- ① 評価意見（案） 1
- ② 評価の対象となる規制の特例措置の概要 2

評価意見（案）

①	別表 1 の番号	1 2 1 9
②	特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
③	措置区分	告示・通達
④	特区における規制の特例措置の内容	港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。
⑤	評価	全国展開
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・千葉県、木更津市は 2006 年 12 月から 2016 年 5 月まで当特例を活用し、輸送コストや CO2 排出量などで低減効果が確認された。なお、鉄鋼製品需要の情勢に伴う鋼材取扱量の変化により現在特例を活用していないものの、今後の鋼材取扱量等の変化を踏まえて将来計画を検討することが想定されるとのことであった。 ・北九州市は、「臨港道路における特殊大型車両の通行」について 2020 年 11 月から開始し、輸送コストや CO2 排出量などで低減効果が確認された。一方、「戸畑公共埠頭からの鉄鋼製品等の出荷量増加」は実現していないが、関係者との協議は進んでおり、2022 年秋頃からの運用開始に向けて準備中とのことであった。 関係府省庁の調査では、 ・道路への影響について、運行に必要な改修を実施（木更津地区）していることや、道路の構造を確認（北九州地区）しており、定期的に点検を行い道路への影響は生じていないことを確認しているとのことであった。 ・交通安全面について、北九州地区では、運行ルートを完全に遮断し、時間帯も夜間（19 時～翌 05 時）に限定していることから交通事故やヒヤリハット等の事案は生じておらず、他の交通への影響は無いとのことであった。 地域活性化部会の審議においては、 ・輸送コストや CO2 排出量などで低減効果が生じていること、 ・一方、道路構造への影響や安全上の課題などについて、特例の要件（事前に道路の構造規格や舗装等の施設の安全性を確保するなど道路を適切に管理するための措置が実施されること、通行する道路が他の道路と分離されることなど）を満たす限り弊害が生じていないこと が確認されたことから、本特例措置は、全国展開することが適当との評価にいたった。
⑦	今後の対応方針	関係省庁において、令和 4 年度中に告示・通達の改正等所要の措置を講ずる。
⑧	全国展開の実施内容	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業の全国展開
⑨	全国展開の実施時期	令和 4 年度中に措置

特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業（特例措置番号1219） （平成17年12月措置）

<これまで>

長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に限り、車両総重量等にかかる保安基準の特例を受けることができる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条
基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日自技第193号）

<取り巻く環境の変化>

海上輸送では船舶の大型化により一度に運べる貨物量が増え、輸送の効率化が進む一方、陸上輸送においても、輸送の効率化を望む声が多くなってきた。

保安基準に適合しない特殊な大型輸送用車両が、港湾内の道路において、貨物の運搬を行う場合、車両の寸法、重量及び走行性能のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、保安基準を適用しないことにより、走行が可能となる。

<主な要件>

- 特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が、その責任において、道路を適切に管理するための措置を確実に実施すること。
- 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の道路と分離されること。

認定計画数：2件（累計）
2件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例

～木更津港湾物流効率化特区～
（平成18年3月認定）

実施主体：千葉県、木更津市

工場から公共岸壁に至る間において、特殊な大型車両（最大積載量約140トン）を利用した効率的な貨物輸送を可能とすることで、公共埠頭の一層の利用促進と企業の物流コスト削減を実現し、立地企業の競争力の強化と産業の活性化を図り、市の基本方向の1つでもある「活力あふれる産業づくり」の実現を目指す。



特殊な大型車両（最大積載量約140トン）

特例措置番号1228の関連資料

- ① 評価意見（案） 1
- ② 評価の対象となる規制の特例措置の概要 2

評価意見(案)

①	別表 1 の番号	1 2 2 8
②	特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	地方道路公社が PFI 法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。
⑤	評価	その他（コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請認定が行われた段階で改めて評価を行う）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会による調査では、 ・ 民間事業者への運営権譲渡以降、民間事業者においては、維持管理・運営に関する事業機会の創出、公社においては、確実な償還の実施、効率的な管理運営、利用者や地域においては、PA のリニューアル等によるサービス向上、地域 PR イベントの開催等による地域活性化等、各々に効果の発現がみられていることが確認された。 ・ また、令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、運営権対価及び通行台数について目標を大きく下回っているものの、公社と運営権者が締結している実施契約書に規定された費用分担により、安定した経営状態が確保されていることが確認された。 関係省の調査では、 ・ 令和 2 年度は交通量・料金収入ともに計画値を大幅に下回っており、運営権対価の支払いが一部先送りにされていること ・ 在宅勤務をはじめとするニューライフスタイルにより交通量がコロナ前の状態に戻らないリスクがあること ・ 本特例は、料金の弾力的な値下げを行っても、運営権者が収入を確保し公社に対して建設債務の償還に必要な運営権対価が支払われるように、近傍に立地する商業施設等の運営と連携して公社管理道路の運営を行うこととしていたが、事業実施に至っていないこと などが確認された。 このため、関係省においては、全国展開による弊害の発生の有無について、現時点で判断することは困難とのことであった。 地域活性化部会の審議においては、 ・ コンセッションという考えは、公共インフラに民間の経営やテクノロジーを導入するものであり、行革にも経済にもプラスと考えられること ・ しかしながら、インフラでもコンセッションに馴染むものとそうでないものがあると考えられること ・ 本特例は活用自治体が 1 件しかないため、特殊な案件となっている可能性があること ・ コロナの状況もあって利用数が減っており、収益確保も難しくなっていることから、もう少し時間をかけて見た方が良いのではないかなど などの意見があった。 以上のことから、地域活性化部会においては、コロナの状況が落ち着いた段階で、愛知県以外の自治体における特例活用の状況も見た上で改めて評価することが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請が認定されて事業の運営状況が見極められる段階で改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

民間事業者による公社管理道路運営事業（特例措置番号1228） （平成27年8月措置）

＜これまで＞

道路整備特別措置法に基づく有料道路制度は、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てることとしているが、公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されている。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

- 道路整備特別措置法 第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 第17条、第22条第1項、第23条第2項

＜取り巻く環境の変化＞

民間事業者による公社管理道路の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供すること等により、地域の活性化を図ることが求められている。

公共施設等運営権を有する民間事業者に通行料金徴収権限を付与する等、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とする。

＜主な要件＞

- 公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
- 公社管理道路の近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携して公社管理道路の運営等を実施すること。
- 公社管理道路運営権者は公社と公共施設等運営権実施契約を締結すること。
- 公社管理道路運営権者が徴収する利用料金は、公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた上限の範囲内で定めること。
- 公社は、公社管理道路運営権者から公社管理道路運営権の設定の対価を徴収すること。

認定計画数：1件【国家戦略特区で活用】（令和3年3月末現在）



◎実際の取組事例

～愛知県 国家戦略特別区域～
（平成27年9月区域計画認定）

愛知県道路公社が保有する公社管理道路8路線について、平成28年10月から「愛知道路コンセッション株式会社」に運営権を譲渡。

PAにおける利便性向上の取組（地域産品PRイベント開催、リニューアル工事）や、沿線開発による地域活性化により、利用者の拡大を図る。

令和 4 年 3 月 23 日

教育部会報告

部会長 岩崎 久美子

教育部会では、下記の規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。評価意見案は次頁以降に示すとおりである。

記

1. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

- ・特例措置番号 834（835） 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

特例措置番号834(835)の関連資料

- ① 評価意見（案） 1
- ② 評価対象となる規制の特例措置の概要 3

評価意見（案）

①	別表 1 の番号	834（835）
②	特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 （公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に：平成 21 年 5 月）
⑤	評価	一部全国展開（835（社会教育施設）について全国展開）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、本特例の活用により、 ・市長部局が一括して予算を確保することから修繕等のスムーズな対応ができてきていること ・一方、学校側から見た場合には、修繕等の問い合わせをする場合に市管財担当と市教育委員会の両方に連絡を取る必要があり、負担増となっている可能性があること ・前回評価時（平成 27 年度）と比較して管理費の減少等は見られていないこと ・社会教育施設の利用者数は、横ばいで推移している（コロナ禍の影響がある直近を除く）こと ・学校施設の目的外使用許可の権限は引き続き教育委員会にあることから、政治的中立性の弊害の有無が確認できていないこと が確認された。 また、事務局が遠野市から聴取した内容として、「遠野市の職員数は 300 人弱であり一人の職員が幅広い業務をこなしているところ、特区を活用して市長部局と教育委員会事務局の役割分担を明確化したことで、かえって非効率な業務態勢となった可能性がある」との報告があった。 関係省庁の調査では、 ・業務移管に伴い教育委員会事務局の職員数が減少したため、本特区の目標である教育内容の充実などにあまりつながっていないこと ・遊休スペースが掃除や物品搬入等の用途で使われており、利活用が進んでいないこと ・学校施設の目的外使用について、規約上もまだ教育委員会に対応していることから、権限を移管することによる政治的中立性の観点からの弊害の有無は判断できないこと などが確認された。このため、全国展開による弊害の有無を判断する材料が揃っていないとのことであった。 そのほか、第 9 次地方分権一括法（令和元年法律第 26 号）により公立社会教育機関の移管特例が設けられており、当該移管特例は、特例措置番号 835（社会教育施設）が物的管理のみが対象となっていることと比較して、いわゆる人的管理や運営管理も含めて施設の管理全体を対象としていることについて説明があった。 教育部会の審議においては、 ・本案件は自治体のキャパシティによる課題はみられるものの、学校をはじめとする公共施設の有効な活用は重要と考えられること ・遠野市については、現段階での判断は非常に慎重に行う必要があるものの、一般論として、学校や社会教育施設等を合築する方向性も諸外国ではよくみられること などの意見があった。 ・また、政治的中立性の考え方について、関係省庁への質問があった。

		一連の質疑の後、今回の調査結果等を踏まえ、教育部会では以下のとおり取りまとめを行った。 ・事務局の調査では、本特例措置の活用により、市長部局が一括して予算を確保することができたため、学校施設の軽微修繕等をスムーズに行うことができたことを確認できた。また、学校施設の管理及び整備については、教育委員会と市長部局が連携して事務を進めることができ、平成 25 年 4 月から、それまで 8 校だった学校を 3 校に統合したとのことであった。 ・一方、施設管理費や社会教育施設の利用者数をみると、数字上の効果はあまり確認できなかった。また、業務処理の流れも、学校から教育委員会を経由して管財担当に連絡がいく場合もあり、かえって業務が輻輳し、手間がかかっている部分もあった。 ・なお、教育における政治的中立性の問題については、目的外使用の許可は引き続き教育委員会が行っており、弊害の有無も含め、現段階では課題等を確認できなかった。 ・文科省の調査結果においても、同様の指摘がされている。 ・職員数が少ない小さい自治体では、役割分担を明確化することでかえって非効率な業務態勢となってしまう部分もあり、そうした中で、実態に合わせた形で、特例の本来趣旨とは少しずれた形で運用が進められていた印象もあること。 ・今回、手続上の瑕疵も指摘されたところであり、遠野市と文部科学省及び内閣府事務局とで、手続の見直しも含め、特例が効果的に活用できないか相談いただき、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告すること。 ・その他、特例措置番号 835（社会教育施設）については、地方分権一括法で全国展開されたことが確認できた。
⑦	今後の対応方針	活用自治体である遠野市、文部科学省及び内閣府で特例が効果的に活用されるための方策について検討し、一定程度まとまった段階で、改めて部会に報告する。
⑧	全国展開の実施内容	一部全国展開（835（社会教育施設）について全国展開）
⑨	全国展開の実施時期	令和元年に措置されたことを確認。

**地方公共団体の長による学校等施設の管理及び
整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834（835））
（平成19年4月措置（平成21年5月変更））**

<これまで>

公立学校及び社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、第22条等

<取り巻く環境の変化>

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人達の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。
（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設や社会教育施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

<主な要件>

- 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと。

認定計画数： 1 件（累計）
1 件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例



～遠野市民センター 学びのプラットホーム特区～
（平成21年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。

本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案〈令和4年2月18日閣議決定〉

改正の趣旨

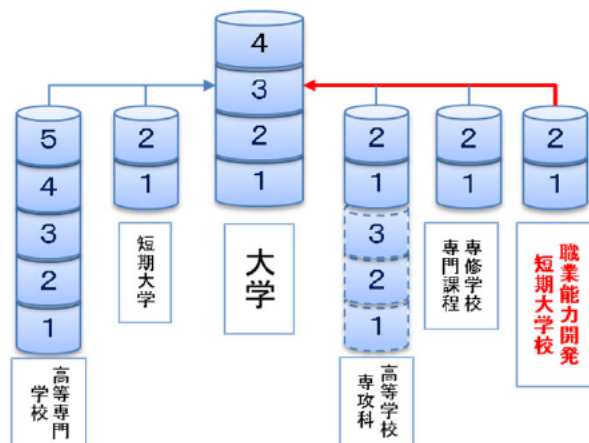
経済社会の構造改革を推進し、更なる地域の活性化を図るため、構造改革特別区域において新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

1. 大学への編入学資格の対象への職業能力開発短期大学校の追加

学校教育法の特例

○区域内の職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程のものを修了した者が**区域内の大学に編入学できることとする。**

地域の職業能力開発短期大学校修了者へのリカレント教育促進や、高度な技術力に加え研究開発力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成

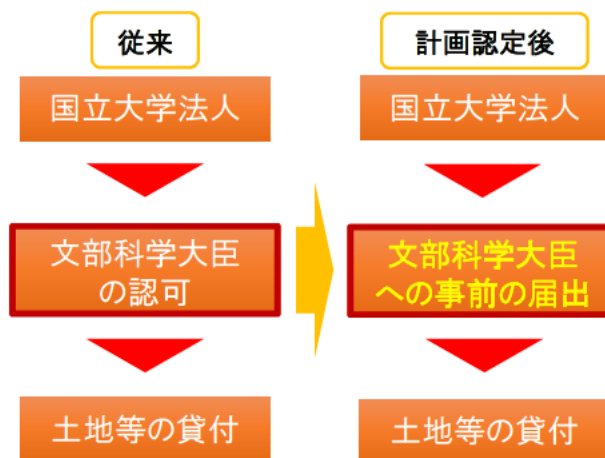


2. 革新的な研究開発の社会実装のための施設整備等の推進

国立大学法人法の特例

○革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行おうとする者に国立大学法人の所有に属する土地等の貸付けを行う場合は、**文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。**

民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や、適時をとらえた事業実施



3. 区域計画の認定を受けようとする地方公共団体等に対する援助に係る規定の追加

内閣総理大臣による情報の提供等

○内閣総理大臣は、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する**新たな規制の特例措置の提案又は区域計画の認定申請を行おうとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。**

4. 新たな特例に係る提案募集期限及び認定申請期限に係る期限の延長

○令和4年3月31日とされている**新たな特例措置の提案募集及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を令和9年3月31日まで延長する。**

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いわさき くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 47 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の 3 か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の 2 か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。